



受	長	副会長	事務局長	係
				

宮崎労発基 0830 第2号  
令和3年8月30日

各 位

宮崎労働局長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模  
事業者支援事業等の周知について（御依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮崎県最低賃金については、現行の時間給793円を28円引き上げ、令和3年10月6日から時間給821円に改定する予定です。

宮崎労働局では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の方々への支援策といたしまして、「業務改善助成金」及び「雇用調整助成金」の活用促進の周知に取り組んでおります。

つきましては、これらの支援策について、傘下の事業場等への周知、広報誌への掲載等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行う場合に、要した費用の一部を助成しています。

令和3年8月から助成対象となる設備投資の範囲の拡大、対象人数の拡充や助成金限度額の引き上げ等を行っております。

ぜひ、令和3年10月6日（予定）の最低賃金が引き上げられる前までに、ご活用をお願い申し上げます。

雇用調整助成金についても、業況特例（※1）及び地域特例（※2）の対象となる中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる場合において、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から同12月までの3ヶ月の間に労働者を休業させた場合に、休業規模要件を問わず雇用調整助成金を支給する特例（※3）を設けることといたしました。

（※1）生産指標が最近3ヶ月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少した事業主に適用される特

例。

(※2) 緊急事態措置を実施すべき地域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供等の自粛に協力する事業主に適用される特例

(※3) 本特例は休業のみが対象となり、教育訓練や出向は対象外。また、被保険者であるかを問わず、「緊急雇用安定助成金」として申請を行うことが必要。

なお、これらの助成金の問い合わせ先は、

①業務改善助成金(10月5日以前の活用をお願いします。)については、

⇒ 宮崎労働局雇用環境・均等室 (TEL 0985-38-8821)

又は

「みやざき働き方改革推進支援センター」(TEL 0120-975-264)

②雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、

⇒ ハローワークプラザ宮崎内

助成金センター(TEL0985-62-3125)

にお問い合わせください。

**【最低賃金問合せ先】**

〒880-0805

宮崎市橋通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎

宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985-38-8836

Mail chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

# 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

## 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

## 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

## 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

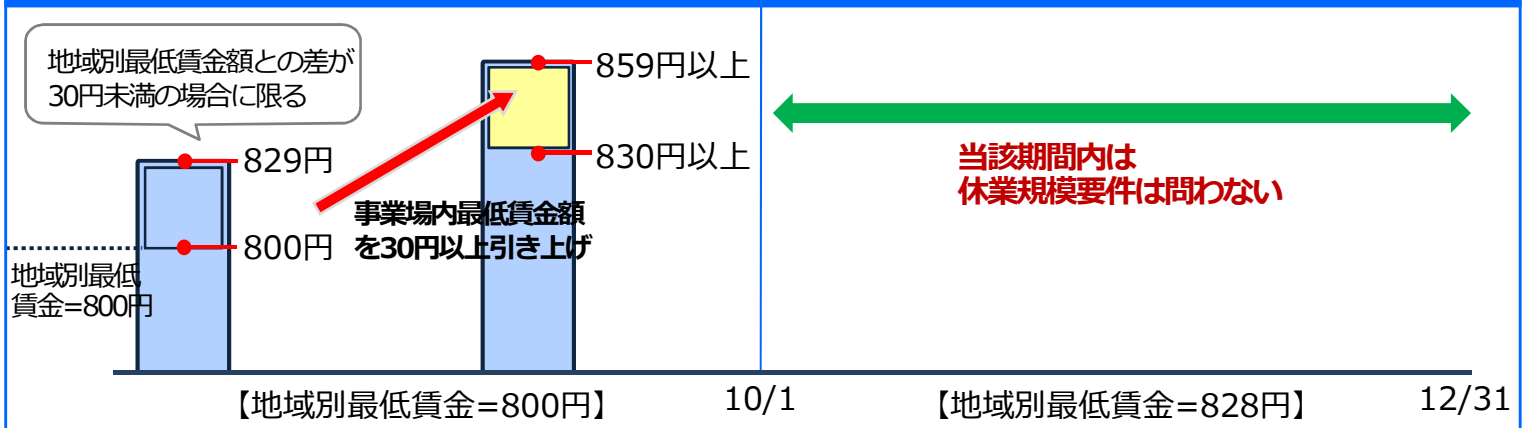


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

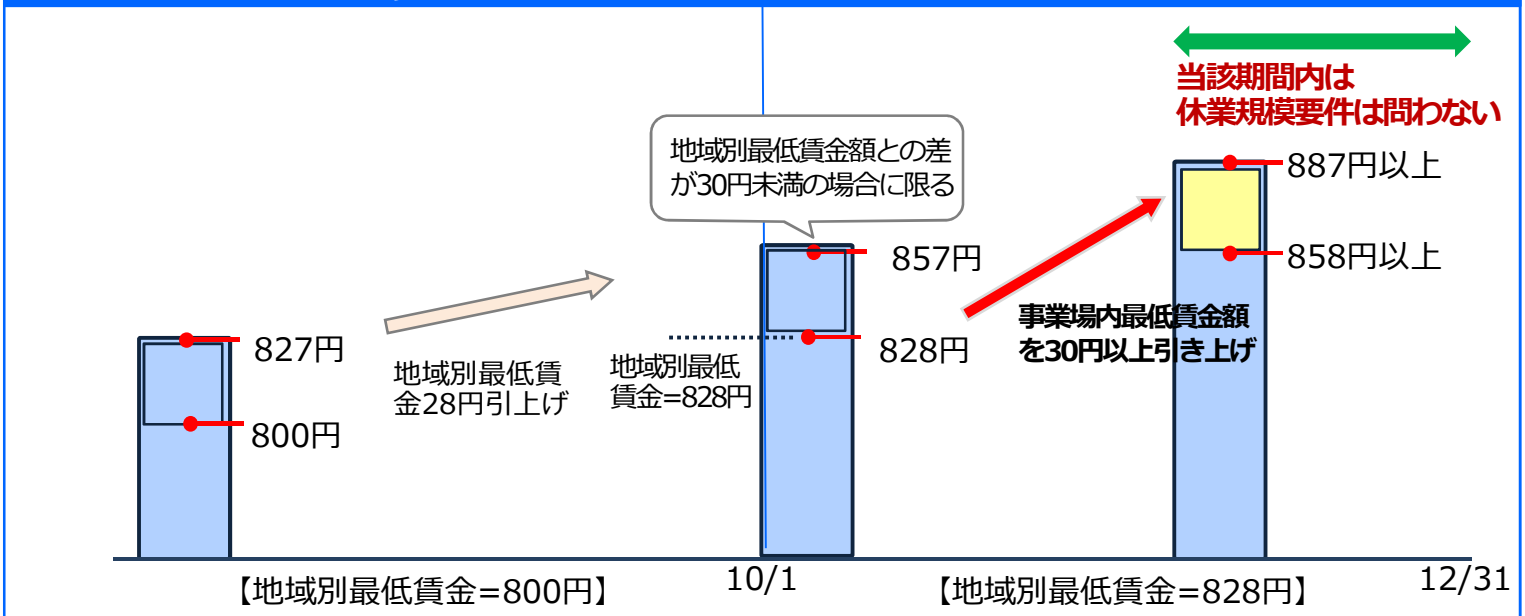
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。  
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

### (ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



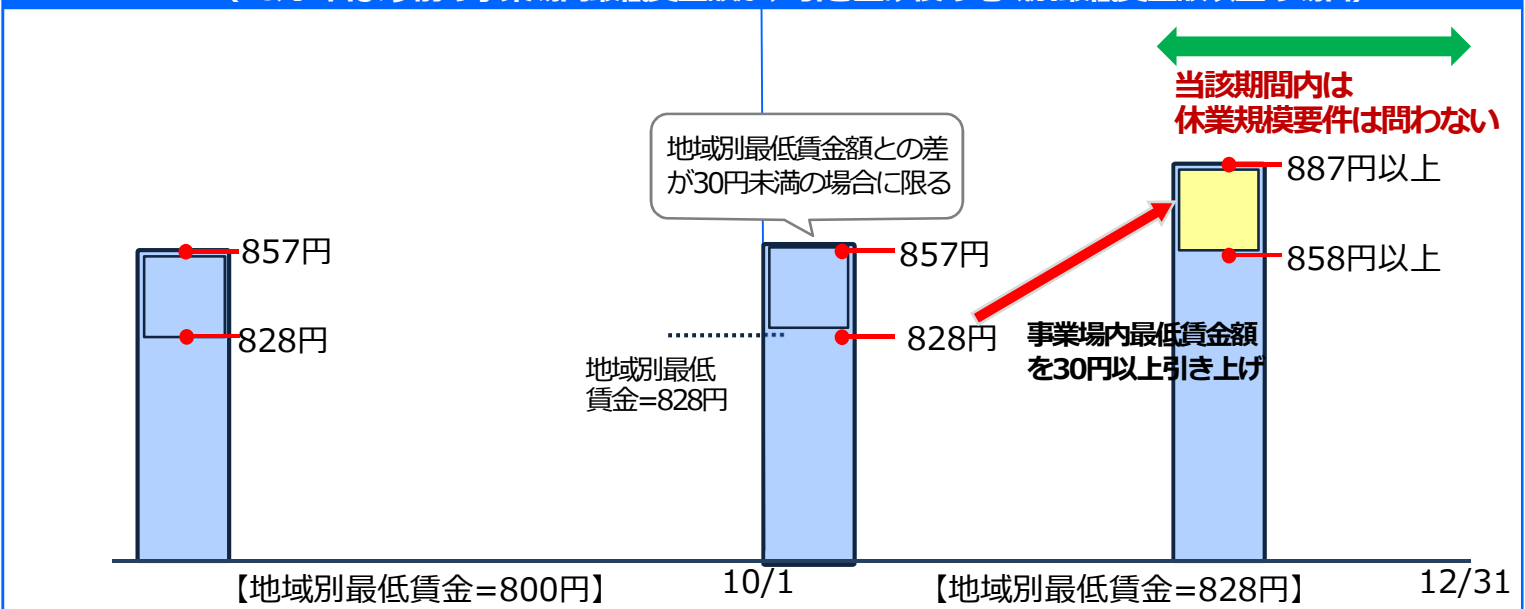
### (ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



### (ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内に2回までの申請を可能とする**。



# 令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。  
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の申請が可能

③ 上限加算の対象人数を10人まで拡大

## 対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

宮崎県の場合、地域別最低賃金が時間額793円のため、事業場内最低賃金が時間額793円～823円の事業場が対象（※地域別最低賃金に変更になれば、対象となる時間額も変更になります。）

## 支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、**ア又はイに該当**すること  
ア 賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場  
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

## 助成額

最大 **450万円**（上記⑤の**ア又はイ**に該当する場合 **最大 600万円**）

## 助成率

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象  
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

## 各コース助成上限額

・45円コースを新設 ・10人以上の上限区分を新設	引き上げる労働者数				10人以上
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
<b>45円コース (45円以上引き上げ)</b>	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

## 活用事例

### 助成対象の例

#### 設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

#### コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

#### その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



## 手続きの流れ



交付申請の提出期限：令和4年1月31日

【業務改善助成金コールセンター】 TEL：03-6388-6155

【申請及び問合せ窓口】 宮崎労働局雇用環境・均等室  
宮崎市橘通東3丁目1番22号 TEL：0985-38-8821